

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
 - 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
 - 弊社ホームページ
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込みください。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社
本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



(615410) [1009]
図建 (615419) 2010.9 H1

建築基準法の規定を図表によりわかりやすく解説!改正法にもすばやく対応!!

建築・消防法令 図説便覧 〈建築基準編〉

本書の特色

- ◆複雑な建築基準法令上の構造・設備等に関する規定を、図表を豊富に用いてわかりやすく解説しています。
- ◆「法令」は上段に条文見出し・下段に本文を、「図説」は上段にコメント、下段に図表等を盛り込み、容易に内容を理解することができます。
- ◆各法条文とリンクする政令・省令を一括登載するとともに、必要な届出様式や告示・通達も収録していますので、的確・迅速に問題を解決できます。



建築基準法研究会 編
A5判・加除式・全2巻
定価 本体16,000円+税



各規定を図表でビジュアルに示し、複雑な法令を一目で理解することができます。

内容構成（抜粋）

[第1巻] 法令・図説

第1章 総則

法第1条(目的)
法第2条(用語の定義)
令第1条／令第107条～令第109条の3
<図説>

延焼のおそれのある部分／耐火構造の定義と規定／防火構造の定義と規定／防火構造に必要な性能／耐火建築物の主要構造部／防火戸その他の防火設備／準耐火建築物／建築主事の設置態様と特定行政庁の種類、地域別区分等
法第3条(適用の除外)
<図説>

法の適用を受けない建築物／法律施行前から存する建築物についての法律の適用関係
法第5条(建築基準適合判定資格者検定)
法第5条の4(建築物の設計及び工事監理)
<図説>

建築物の区分による設計者の限定
法第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認)
令第9条～令第11条
則第1条の3～則第3条の2／則第11条の3～則第11条の6
<図説>

確認申請を要する建築物／建築基準関係規定／確認申請書が建築主事に提出された場合の取扱い／確認申請手数料
法第7条の3(建築物に関する中間検査)
則第4条の8～則第4条の11
<図説>

建築物に関する中間検査
法第9条(違反建築物に対する措置)
則第4条の17
<図説>

違反は正のための措置命令／違反建築物事項別件数
法第9条の2(建築監視員)
令第14条
<図説>

建築監視員の資格
法第10条(保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物に対する措置)
則第4条の17
<図説>

建築物又は建築物の敷地に対する行政措置
法第11条(第3章の規定に適合しない建築物に対する措置)
令第15条
<図説>

集団規定の適用上の既存不適格建築物
法第14条(都道府県知事又は建設大臣の勧告、助言又は援助)
<図説>

特定行政庁に対する勧告、助言等
法第17条(特定行政庁等に対する監督)
<図説>

特定行政庁の処分が建築基準法令に違反している場合等の監督

第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備

法第20条(構造耐力)
令第36条～令第99条
<図説>

構造計算を行って安全性を確かめなければならない建築物／構造関係規定のフローチャート／許容応力度等計算／層間変角の計算／固定荷重・積載荷重／地震力の計算

法第21条(大規模の建築物の主要構造部)
令第109条の41／令第129条の2
<図説>

大規模の建築物の主要構造部
法第25条(大規模の木造建築物の外壁等)
<図説>

大規模木造建築物等の外壁等の制限
法第26条(防火壁)
令第115条の2
<図説>

防火壁の構造
法第28条(居室の採光及び換気)
令第19条～令第20条の3／令第129条の2の6
<図説>

居室の採光／採光のための有効面積の算定方法
合理化のイメージ／公園、広場、川等に面する場合の隣地境界線／換気設備の設置
法第30条(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)
令第22条の3
<図説>

長屋又は共同住宅の各戸の界壁と遮音構造
法第34条(昇降機)
令第129条の3～令第129条の13の3
<図説>

適用関係／エレベーターに関する技術基準／エレベーターの構造上主要な部分／エスカレーターに関する技術基準／小荷物専用昇降機の構造／高さ31メートルを超える建築物に設ける非常用の昇降機／非常用の昇降機の設置及び構造
法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)
令第116条の2～令第128条の3
<図説>

法35条、35条の2、35条の3の概要／劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席からの出口の戸及び客用に供する屋外への出口の戸の開放方法／廊下の用途と配慮／居室から直通階段までの歩行距離の限度／2以上の直通階段を設置する場合／避難階段の設置／避難階段及び特別避難階段の構造／15階以上の階又は地下3階以下の階に通ずる特別避難階段の階段室及び附室等の床面積の合計／メゾネット型共同住宅／物品販売業を営む店舗等における避難施設等／屋外への出口／排煙設備の設置義務／排煙設備の構造／非常用の照明装置の設置／非常用の照明装置の構造／非常用の進入口の設置／非常用の進入口の構造／地下街と地下道
法第36条(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)
令第21条～令第29条／令第112条～令第115条／令第129条の2～令第129条の2の7
<図説>

法36条とこれに基づく政令との関係／居室の天井の高さ／天井の高さの平均の計算／階段・踊場の幅、階段のけあげ及び踏面の寸法等／階段各部の寸法のはかり方等／階段等の手すり／けあげ及び踏面の寸法／踊場の位置と踏幅／中間に手すりを必要とする階段／防火区画の種類と基準／防火区画／建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁の制限と用途等／避難安全検証法／各階ごとの検証と建築物全体の検証との関係／避難安全検証等により適用除外となる仕様規定

第3章 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備

第1節 総則
法第41条の2(適用区域)
<図説>

集団規定の概要
法第42条(道路の定義)
令第144条の4
則第9条／則第10条
<図説>

建築基準法上の道路／法42条2項の道路／道に関する基準／敷地の面積に算入しない部分

第2節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

法第43条(敷地等と道路との関係)
令第144条の5／令第144条の6
則第10条の2～則第10条の4
<図説>

建築物の敷地と道路／特定高架道路等／特殊建築物についての条例による制限強化の例
法第44条(道路内の建築制限)
令第145条
則第10条の5
<図説>

道路内又は道路に突き出して建築できるもの／特定行政庁の許可を必要とするもの／許可手続／集団規定の許可等手続一覧
法第45条(私道の変更又は廃止の制限)
<図説>

私道の変更又は廃止の制限抵触の事例
法第46条(壁面線の指定)
<図説>

壁面線の指定と手続／壁面線指定状況
法第47条(壁面線による建築制限)
<図説>

壁面線の指定による建築制限
第3節 用途地域
法第48条(用途地域)
別表第2 用途地域内の建築物の制限
令第130条／令第130条の3～令第130条の9の5
<図説>

用途地域別主要用途の制限一覧／用途地域内の建築物の制限／第一種・第二種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅／自動車庫に係る用途規制の概要
法第49条(特別用途地区)
<図説>

特別用途地区の種類と趣旨・目的
第4節 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地
法第52条(延べ面積の敷地面積に対する割合)
令第135条の4の4～令第135条の4の6
<図説>

容積率の限度／容積率規制による建築のパターン／容積率20/10の場合の建築物の例／延べ面積の算定／前面道路が12メートル未満の容積率の計算例／住宅の地下室の容積率の取扱いの特例／建築物の敷地が2以上の地域又は区域にわたる場合／特定道路からの距離に応じた前面道路幅員による容積率制限の合理化／法42条1項4号の指定を受けた計画道路の場合／法42条1項4号の指定のない計画道路に面する場合／建築敷地が計画道路に接している場合の容積率の計算例／壁面線の指定がある場合の前面道路による容積率制限の合理化／住居系用途地域における前面道路幅員による容積率制限の合理化／容積制限の例外許可規定／特定道路からの距離により定まる数値(Wa)と当該数値を加える前面道路の幅員／第6項の適用を受けることができる敷地について、第7項の許可を行う場合の容積率制限
法第53条(建築面積の敷地面積に対する割合)
<図説>

建ぺい率／建ぺい率の限度／建築物の敷地が2以上の地域又は区域にわたる場合／建ぺい率制限の緩和
法第56条(建築物の各部分の高さ)
別表第3 前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限
令第130条の12～令第135条の4
<図説>

道路斜線・隣地斜線、北側斜線制限／法55条、56条の高さに関する形態規制／道路斜線に対する緩和規定／2以上の前面道路に接する場合の道路斜線の緩和規定／前面道路の反対側に公園、広場、水面等がある場合の道路斜線の緩和規定／2以上の前面道路がある場合において前面道路の反対側に公園、広場、水面等がある場合の道路斜線の緩和規定／前面道路と敷地の高低差が著しい場合の緩和規定／隣地

斜線(法56条1項2号)の緩和規定／北側斜線(法56条1項3号)の緩和規定
法第56条の2(日影による中高層の建築物の高さの制限)
別表第4 日影による中高層の建築物の制限
令第135条の4の2／令第135条の4の3
<図説>

日影の測定／日影図(東京都)／日影規制の具体例(1)～(5)
法第59条(高度利用地区)
<図説>

高度利用地区の制限内容・高度利用地区の制限が除外される建築物
法第59条の2(敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合等の特例)
令第136条
<図説>

総合設計制度の概要／総合設計許可準則の考え方／総合設計制度の許可実績／市街地住宅総合設計制度及び再開発方針等適合型総合設計制度における容積率の割増し
第5節 防火地域
法第61条(防火地域内の建築物)
<図説>

防火地域内の建築物の構造制限
法第62条(準防火地域内の建築物)
<図説>

準防火地域内の建築物の構造制限
法第63条(屋根)
令第136条の2の2
<図説>

防火地域内の建築物の構造制限／準防火地域内の建築物の構造制限
法第64条(外壁の開口部の防火戸)
<図説>

防火地域内の建築物の構造制限／準防火地域内の建築物の構造制限

防火地域内の建築物の構造制限

防火地域内の建築物の構造制限

防火地域内の建築物の構造制限

防火地域内の建築物の構造制限

内容見本(縮小)

検索に便利な条文見出を掲載!

図説により、複雑な規定を一目で理解!

建築物の構造・設備等に関する規定をわかりやすく解説!

防火区画の種類と基準(法26条、令112条、113条)

防火区画の種類と基準(法26条、令112条、113条)